

札幌市簡易専用水道指導要領

簡易専用水道の管理



●簡易専用水道設置者のみなさまへ●

水道法に規定する簡易専用水道（水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの）について、札幌市では設置者のみなさまに衛生的管理を行っていただくため、『札幌市簡易専用水道指導要領』により給水設備の構造や維持管理についての基準を定めております。

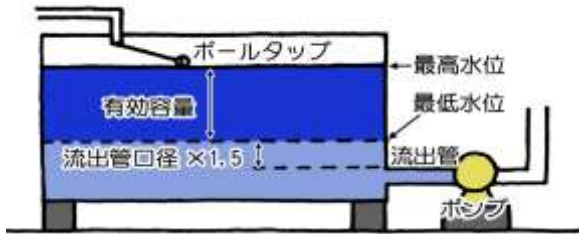
私達が日常何気なく口にしている飲料水も、適切な維持管理が行われなければ衛生的な状態を保つことができません。

設置者のみなさまには、水道法とこの要領の趣旨を十分ご理解され、多数の人が利用する簡易専用水道の衛生的で安全な飲料水の供給に努めていただきますようお願いいたします。

水道法の規定

1 簡易専用水道とは

水道水のみを使用し、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。



- 有効容量とは、受水槽全体の容量ではなく、最高水位と最低水位の間の水量(図の範囲の水量)のことです。

2 管理基準

水道法では、次のような管理基準が定められています。

- 1年以内ごとに1回、定期的に貯水槽の掃除の実施。
- 給水設備の点検の実施。
- 給水せんの水の外観検査の実施。
- 1年以内ごとに1回、定期的に厚生大臣の登録検査機関の受検。

登録検査機関の名簿は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

指導要領の主な内容

1 対象範囲

水道法に規定する簡易専用水道です。ただし「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する特定建築物は対象になりません。

2 設置者

設置者とは、簡易専用水道の所有者あるいはその簡易専用水道のすべてについて責任を有する者をいいます。

3 事前協議

新たに給水設備を設置しようとするときは、その計画内容が要領の構造設備基準に適合するものであるか、保健所長と協議してください。

4 維持管理者の選任

設置者は、維持管理者を選任してください。なお、設置者が自ら維持管理者となることもできます。

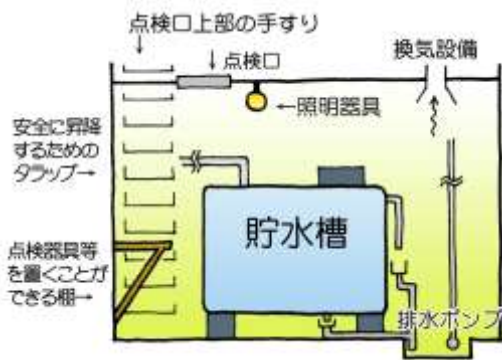
維持管理者は、設置者に対し次のことを行ってください。

- 給水設備の維持管理状況の定期的な報告。
- 給水設備の維持管理に関する適切な助言。

なお、設置者は維持管理者の助言を尊重してください。

5 主な構造基準

(1) 貯水槽



- 貯水槽は建築物内に設けてください。
- 貯水槽の点検ができるスペースを確保してください。
- 貯水槽が地下ピット内にある場合は、昇降のための安全措置を講じてください。

(2) 給水管

- 給水管は、腐食による赤水や漏水を防止できるよう、塩化ビニルライニング鋼管等を使用してください。
- 給水管の接続には、防食継手を使用してください。
- 非常時の飲料水を確保するため、水道直結の給水せんを設けてください。

6 主な維持管理基準

(1) 水質の管理



- 給水設備は使用開始前に洗浄するとともに、水質検査を行い水質に異常がないことを確認してください。
- 末端給水せんの水において、日常の外観検査（色、濁り、臭い、味）と残留塩素の測定を行い、帳簿に記録してください。
- 日常の外観検査において、異常があったときは、必要な項目について臨時の水質検査を行ってください。
- 1年以内ごとに1回、水質検査を定期的に行ってください。
- 残留塩素の濃度は、**0.1mg/L以上**確保してください。

(2) 給水設備の管理



- 設備の日常点検を行い、記録を保管するほか、地震、大雨、凍結等の非常時の点検も必ず行ってください。
- 貯水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行ってください。

(3) 帳簿書類の保存



- 適切な維持管理を行うため、給水設備の図面は永年、帳簿書類は3年間保存してください。

各種届出について

次のことがらが生じたときは、その日から30日以内に保健所長に届出をしてください。

簡易専用水道の
使用を始めたとき

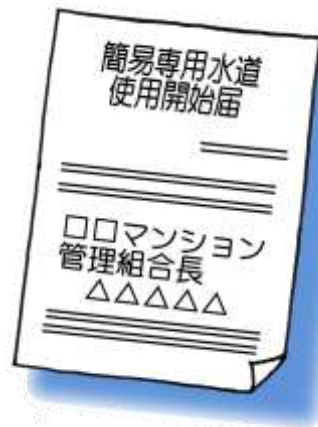
使用開始届

簡易専用水道を
変更したとき

変更届

簡易専用水道を
廃止したとき

廃止届



ご相談・お問い合わせは、
保健所の環境衛生課ビル衛生係へどうぞ



札幌市保健所 環境衛生課 ビル衛生係
札幌市中央区大通西19丁目WEST19
Tel 622-5165 Fax 622-5177
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/>